

平成 27 年定期監査結果の報告について

監査委員は、全ての県機関 576 箇所（平成 26 年度末の廃止により監査箇所でなくなった 1 箇所を含む本庁機関 214 箇所及び出先機関 362 箇所）について、平成 27 年 1 月から 9 月まで定期監査を実施しました。

今回、平成 27 年定期監査の結果の全体をまとめた報告書を作成し、10 月 6 日に議会、知事等に提出しました。

この報告書には、地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づく県の組織及び運営の合理化に資するための意見も記載しています。

報告書の概要は次のとおりです。（出先機関 362 箇所のうち平成 27 年 4 月 28 日までに結果を取りまとめた 108 箇所の監査結果については、同年 7 月 13 日に記者発表済です。）

1 指摘事項について

監査の結果、上記 576 箇所のうち 134 箇所、179 件の不適切事項（うち既報告 39 件）、12 件の要改善事項（うち既報告 1 件）が認められました。

指摘した 191 件の同等別内訳は次のとおりです。

<同等別内訳>

| 局 等 | 対象箇所数 | 指摘事項が認められた箇所 | | 内 訳 | | | |
|-------------------|----------|--------------|-----|-------|-----|-------|----|
| | | 箇所数 | 件数 | 不適切事項 | | 要改善事項 | |
| | | | | 箇所数 | 件数 | 箇所数 | 件数 |
| 政 策 局 | 21 (7) | 7 | 13 | 6 | 12 | 1 | 1 |
| ヘルシア・ニューフロンティア推進局 | 1 (0) | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 総 務 局 | 27(14) | 6 | 6 | 4 | 4 | 2 | 2 |
| 安全防災局 | 9 (3) | 2 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 県 民 局 | 24(13) | 10 | 17 | 10 | 16 | 1 | 1 |
| 環境農政局 | 31(18) | 11 | 17 | 11 | 17 | 0 | 0 |
| 保健福祉局 | 43(23) | 18 | 30 | 18 | 28 | 2 | 2 |
| 産業労働局 | 26(12) | 6 | 7 | 4 | 5 | 2 | 2 |
| 県土整備局 | 38(15) | 10 | 20 | 10 | 19 | 1 | 1 |
| 会 計 局 | 3 (0) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 企 業 庁 | 28(17) | 7 | 9 | 6 | 8 | 1 | 1 |
| 議 会 局 | 4 (0) | 1 | 2 | 1 | 2 | 0 | 0 |
| 教育委員会 | 202(186) | 53 | 65 | 51 | 63 | 2 | 2 |
| 各 委 員 会 | 9 (0) | 2 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 公安委員会 | 110(54) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 576(362) | 134 | 191 | 126 | 179 | 12 | 12 |

(注) 1 ()は出先機関で内数。

2 政策局には地域県政総合センターを、保健福祉局には神奈川県立保健福祉大学を含めている。

3 不適切事項及び要改善事項のいずれもが認められたものが4箇所ある(県民局1箇所、保健福祉局2箇所、県土整備局1箇所)。

2 所属横断的監査について

所得税等の源泉徴収漏れについて、平成26年8月以降の執行について、測量士、不動産鑑定士、弁護士等のいわゆる「士業」への支払を中心に、所得税等の源泉徴収が必要な個人事業主等に対する支払延べ3,151人分について監査を行いました。

この結果、延べ3,002人分については適正に処理されていましたが、9所属、延べ149人分について不適切事項が9件認められました。

3 主な不適切事項

不適切事項が認められた179件について、項目別の内訳は次のとおりです。

<不適切事項の項目別内訳>

| 項目 | 件数 |
|-------------|-----|
| 予 算 執 行 | 12 |
| 収 入 | 17 |
| 支 出 | 27 |
| 会 計 事 務 処 理 | 1 |
| 契 約 | 46 |
| 課 税 徴 収 | 1 |
| 工 事 | 2 |
| 補 助 金 | 3 |
| 現金・有価証券 | 0 |
| 財 産 | 24 |
| 庶 務 | 42 |
| そ の 他 | 4 |
| 計 | 179 |

- 1 「不適切事項」とは、次のいずれかに該当するものです。
法令に違反するもの
予算目的に反しているもの
不経済な行為又は損害が生じているもの
事務処理等が適切を欠くもの
前回までの監査の指摘事項で、是正、改善等のための努力又は検討がされていないもの
- 2 「要改善事項」とは、次のいずれかに該当するものです。
経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要なもの
事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要なもの
なお、不適切事項や要改善事項の報告を受けた知事等は、報告を受けた日から3箇月以内に、監査委員に対して措置の状況を通知することになっています。

(1) 金額的に特記すべき事案

指摘した179件のうち、指摘の規模からみて特記すべきもの14件を記載しました。

(報告 p5 参照)

(2) 内容的に特記すべき事案

指摘した179件のうち内容的に特記すべき事項としたもの11件を記載しました。

(報告 p7 参照)

(3) 複数の機関で認められた事案

上記とは別に執行の参考とするため、複数の機関で認められた不適切事項を原因とともに12事案を記載しました。

(報告 p10 参照)

4 要改善事項

(1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

ア 複写機の更新に係る調達に関する件

(報告 p13 参照) (政策局 総務室)

カラー複写機の更新・新規導入に当たって、会計局の「複写サービス」のあっせんによらず調達を行っているものがあった。

イ 「シニア・ジョブスタイル・かながわ」及び「かながわ若者就職支援センター」の清掃業務委託契約に関する件

(報告 p13 参照) (産業労働局 労働部雇用対策課)

同一施設に設置している「シニア・ジョブスタイル・かながわ」及び「かながわ若者就職支援センター」の清掃業務委託契約について、別個に単年度契約で行っていた。

(2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

ア 県税の滞納処分として差し押さえた財産を換価した代金の取扱いに関する件

(報告 p14 参照) (総務局 財政部徴収対策課)

県税の滞納処分として差し押さえた財産を換価した代金について、債権者に配当金を交付した後に残余金がある場合の支払を現金による直払いに限定していた。

イ 企業庁が管理する財産の使用に伴う使用料の取扱いに関する件

(報告 p14 参照) (総務局 財産経営部財産経営課)

企業庁が管理する財産を県が使用する場合及び県が管理する財産を企業庁が使用する場合に伴う使用料を、無償として取り扱っていた。

ウ 指定管理者が管理する施設に係る、適切な財産管理の方法及び管理に関する基本協定書の規定に関する件

(報告 p15 参照) (県民局 暮らし県民部人権男女共同参画課)

指定管理者が管理する施設に係る適切な財産管理の方法及び管理に関する基本協定書の規定で実態と乖離しているものがあった。

エ 指定管理者制度を初期に導入した4施設のモニタリングの実施状況に関する件

(報告 p15 参照) (保健福祉局 福祉部障害サービス課)

指定管理者制度を初期に導入していた4施設では、実績報告書及び利用者満足度調査等に基づくモニタリングの実施が、他の施設に比べ十分でないものとなっていた。

オ 情報ネットワーク配線機器賃貸借及び保守契約における予定価格積算に関する件

(報告 p16 参照) (保健福祉局 神奈川県立保健福祉大学)

情報ネットワーク配線機器の賃貸借及び保守契約における予定価格の積算について、保守業務にもリース料率を適用していた。

カ 公益社団法人神奈川県計量協会に対する本館建物の一部等への使用許可に伴う光熱水費等の算定方法に関する件

(報告 p16 参照) (産業労働局 神奈川県産業技術センター計量検定所)
行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等の実費負担のうち警備委託料の算定方法について、按分計算と実態が乖離しているものがあつた。

キ 足柄上合同庁舎警備業務等契約における設計額積算に関する件 [既報告]

(報告 p17 参照) (県土整備局 神奈川県西土木事務所)
足柄上合同庁舎警備業務及び同庁舎第二別館の受付業務委託における設計額の積算について、改善が必要と認められるものがあつた。

ク 配水管等の毀損に伴う損害賠償金の未納債権に対する債権管理に関する件

(報告 p17 参照) (企業庁 神奈川県企業庁厚木水道営業所)
配水管等の毀損に伴う損害賠償金の未納債権に対する債権管理について、取扱いに一貫性を欠き、半年以上督促業務が行われていないものがあつた。

ケ 冬季期間中に教室などにストーブを設置する経費に関する件

(報告 p17 参照) (教育委員会 神奈川県立新栄高等学校)
冬季期間中の一般教室などにおける付加的な暖房の実施に当たり、暖房器具の燃料代の執行について、私費会計から支出しているものがあつた。

コ 通学用スクールバスの運行業務委託に関する件

(報告 p18 参照) (教育委員会 神奈川県立中原養護学校)
児童・生徒の通学用スクールバスの運行業務委託契約について、実際の運転日数が仕様書に反映されていないものがあつた。

5 県の組織及び運営の合理化に資するための意見

(1) 県立いせはら塔の山緑地公園の維持管理について

県立いせはら塔の山緑地公園は、無償賃借による約 12ha の市民緑地とこれに付随する 1 ha の都市公園(広場、パークセンター及び駐車場)から成っている。公の施設に該当せず指定管理者制度になじまない市民緑地と都市公園を一体として運営するため、公園全体の維持管理運營業務を毎年度、同一業者に外部委託している。

しかしながら、他の都市公園における指定管理者制度と同様にその委託内容は受託者の裁量を大きく認めるものとなっている一方で、指定管理者制度の基本である事後統制を欠くものとなっている。

したがって、指定管理者制度の主管課である総務局組織人材部行政管理課との調整に基づき、指定管理者と市民緑地エリアに係る管理運營業務の受託者が同一であること、競争性が確保されること、民間の能力を活用して住民サービスの向上と経費節減等を促し、公の施設の適正かつ効率的な運用を図るといふ指定管理者制度の趣旨が反映されることなどの条件を充足する適切な指定管理者選定手法を工夫することにより、同公園に指定管理者制度を導入し、その効果が発現されるよう検討することが望まれる。

(県土整備局 都市部都市公園課)

(2) 水道事業に係る手数料及び加入金の督促状況について

神奈川県公営企業財務規程及び企業庁債権管理取扱要領には、納付期限翌日から起算して 20 日以内に督促状を発行すること等の督促手続が定められている。当該規定は、公営企業管理者が別に定めるものを除き、債権の内容に関わらず例外なく適用される。給水装置工事に係る設計審査手数料、検査手数料及び水道利用加入金（以下「手数料・加入金」という。）は納入が確認された後に設計審査、検査及び給水という行政サービスが提供される点で特徴的であるが、これらについても督促手続に係る規定が一律に適用されていた。

しかしながら、手数料・加入金に係る収入事務を執行している各水道営業所の監査において督促状の発行に係る事務処理を確認したところ、大多数の収入未済案件については、納入後にサービスの提供が受けられるという特徴もあり、督促状の発行に至らずに口頭での督促により収入が確保されており、むしろ督促状の発行が当事者間のトラブル等の関係で納入促進の支障となる事例もあった。また、督促状の発行は、改造工事、一時用量水器が設置された新設工事、申請者による意図的な納入遅延等の収入未済案件については必要性が高く、有効であると認められるが、これらの事案は僅少であった。各水道営業所におけるこのような収入事務の実情を踏まえると、督促手続に係る規定を手数料・加入金に係る全ての収入未済案件において一律に運用することは、事務処理の有効性、効率性及び経済性の点で適当でないものと認められた。

したがって、督促手続にかかる規定の主管課である企業局財務部財務課において、手数料・加入金に係る督促手続の見直しを進め、その検討に当たっては、有効性、効率性、経済性及び合規性の観点から必要な改善措置を講じることが望まれる。

（企業庁 財務部財務課）

詳細は、別添「平成 27 年定期監査結果報告書（平成 26 年度対象）」のとおり。

（問い合わせ先）

| | | | | |
|--------------|-----|-----|----|--------------|
| 神奈川県監査事務局総務課 | 課長 | 西 | 電話 | 045-285-5053 |
| | 副課長 | 長谷川 | 電話 | 045-285-5054 |